

の、それから簡単な事故のときの運転基準というか保安規定に書いてあるわけで、保安規定にはもう1つ、七十何項か忘れてしまいましたけれども、非常事態や緊急事態のときはそれに拘束される必要はないということがあって、今回の1号機に関していうと、ICの運転を55℃/hで守り抜いたという話をずっと公式にはされてきているわけです。そのことに関して、これを見ると、津波の警報があったら、先ほど、20ページにAOP（事象ベース）のときに津波、大津波警報時に原子炉を緊急停止するような手順を追加したと書いてあるけれども、あのときに、地震がきて14時52分か忘れてしまいましたけれども、あのころから立ち上がっているわけだけれども、中央操作室は地震のために天井が落ちてきたりばらばらで大変な状況だったということを知っています。運転員の方も床に這りついて指差しとかそういうことをしている。その中でもなぜ55℃/hなのですかということ再三伺っているのだけれども、いつもそれに対する答えは、異常な認識はない、という言い方をされてきました。1つそれに関連して伺いたいのは、あのときに大津波警報は出ていたのですか、出ていないのですか。それからもう1つ、大津波警報が出なくても、これは異常だと思って55℃/hなどに拘束されずに運転をし続けるという選択肢もあったと思うのだけれども、今回、大津波警報が出ない限りはまた再びそういう55℃/hに関して拘束されないとかというところの判断を運転員の方がするということはないのですか。あのようなすごい地震がきている状況の中でも、これは非常用電源が立ち上がっているのも通常の事故対応でいいのだということで55℃/hを守り抜いたという。それで、守らなければまた別のことが起きた可能性もあるわけだけれども、その辺の問題について教えていただきたいと思えます。

（東京電力HD：村野部長）

2つ目のご質問にお答えしたいと思います。

この点については、田中委員とのディスカッションをさせていただきました。それから、設置許可のときのパブリックコメントなどにも類似のコメントなどもありまして、社内ですべて検討してきましたものです。ご指摘のとおり、保安規定では通常の起動停止では圧力容器の温度を55℃/hで低下させるということですが、スクラム（原子炉の緊急停止）が起こったときは必ずしも守らなくてもよいという規定があります。今回、福島第一原子力発電所事故のときの状況を申しますと、確かに大きな地震がきて外部電源が喪失したという状況ではありましたが、非常用ディーゼルは立ち上がっていたという状況ですとか、それから、プラントパラメータは予測できる範囲で推移していたということとか、安全系統も生きていたということがありますので、運転員としては、この状態で通常の停止手順でプラントを整定に持っていけると考えておりましたので、通常の手順に従って55℃/hで温度を下げたということをアイソレーションコンデンサー（非常用復水器）を使ってやったということです。

（田中委員）

今回のICは柏崎刈羽原子力発電所にはないのですけれども、考え方として、55℃/hに、あんな大きな地震でも、また同じことが起きても55℃/hを守るということですか。